

琉球大学奨学生候補者選考規則

〔 1 9 6 5 年 6 月 2 9 日
制 定 〕

(目的)

第1条 この規則は、奨学生候補者を選考するために必要な事項を定め、奨学業務の適正、かつ、円滑なる運営を図ることを目的とする。

(奨学生の種類)

第2条 奨学生の種類は、次のとおりとする。

- (1) 日本学生支援機構奨学生
- (2) 琉球大学後援財団奨学生
- (3) その他の奨学生

(選考の方針)

第3条 奨学生候補者の選考は、本学に在学する学生で、人物、学業ともに優れ、かつ、健康であって、経済的理由により修学が困難と認められる者、その他寄贈者の意思に沿う者について総合的に行う。ただし、琉球大学後援財団奨学生候補者のうち、大学院学生については、経済的事情を考慮しないものとする。

(選考の時期)

第4条 奨学生候補者の選考は、原則として毎学期始めに行う。ただし、必要に応じ随時行うことができる。

(提出書類)

第5条 奨学生を志願する者は、次の書類を指定された期日までに提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
- (2) 成績証明書
- (3) 所得証明書
- (4) その他本学が必要と認める書類

(選考の方法)

第6条 奨学生候補者の選考は、次の方法で行う。

- (1) 学生生活委員会は、提出書類を審査し、特に必要と認めたときは面接等を行い、奨学生候補者を選考する。
- (2) 学長は、学生生活委員会の選考結果に基づき、奨学生候補者を推薦する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、奨学生の選考に必要な事項については、学生委員会の議を経て学長が別に定める。

附 則

この規則は、1965年6月29日から施行し、1965年6月1日から適用する。

附 則（1970年5月25日琉球大学長制定）

この規則は、1970年5月25日から適用する。

附 則

この規則は、昭和49年5月21日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（平成5年1月26日）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年2月2日）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月17日）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。